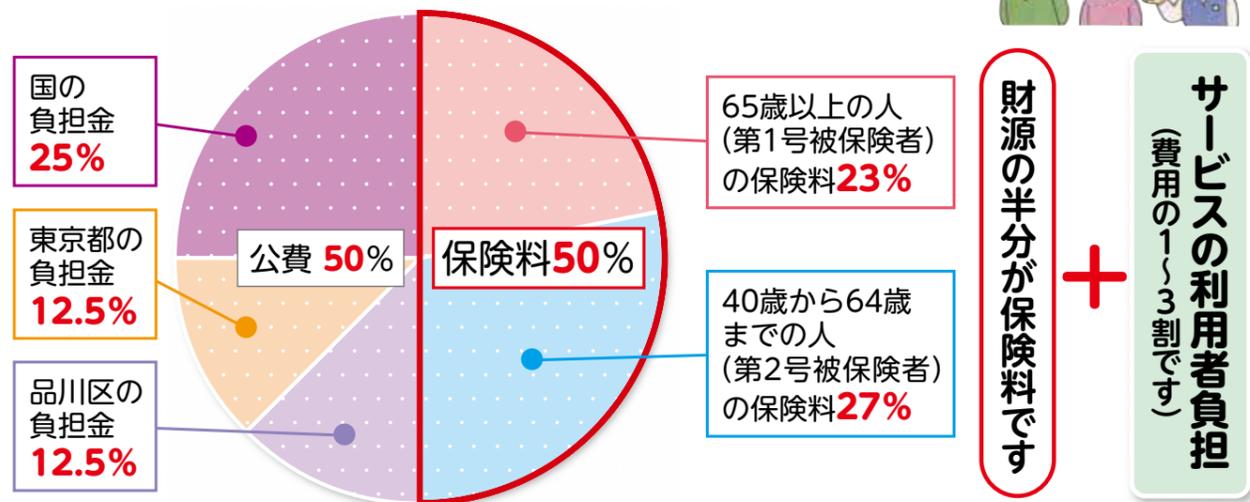


保険料は？

みんなで制度を支え合う大切な財源です

介護保険は、40歳以上の人がある納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

〈居宅サービスにかかる費用負担の割合〉



※利用者負担についてはP16をご覧ください。

※国の負担金のうち、約5% (調整交付金) は、その自治体の後期高齢者数および第1号被保険者の所得分布により、保険者ごとに決定され、過不足分は第1号被保険者の保険料と調整されます。

※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国(20%)、東京都(17.5%)の割合です。

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

※災害などの特別な事情があり、一時的に保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収の猶予や減額、免除を受けられる場合もあります。

●1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割〜7割)が支払われる形となります。

●1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

●2年以上滞納すると…

利用者負担が1割または2割の人は3割、3割の人は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。



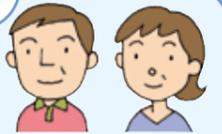
40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険や社会保険など、その人が加入している医療保険の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。保険者が徴収した保険料は、支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に全国分が一括して集められ、そこから各区市町村に交付されています。

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は区市町村の国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。



介護保険料

所得割

第2号被保険者の総所得金額等に基づいて計算

均等割

世帯の第2号被保険者の数に基づいて計算

納め方

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。

医療保険分(国民健康保険)と介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に基づいて決められます。



介護保険料

給与および賞与

介護保険料率

納め方

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

税金の控除

介護保険料や介護保険サービスの利用料などについて、所得税や区民税の所得控除が受けられる場合があります。

●社会保険料控除 支払った介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

問い合わせ/高齢者福祉課介護保険料係 ☎03-5742-6681

●障害者または特別障害者控除 12月末現在で要介護3以上の認定期間が6か月以上継続している65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により障害者控除等の対象になります。

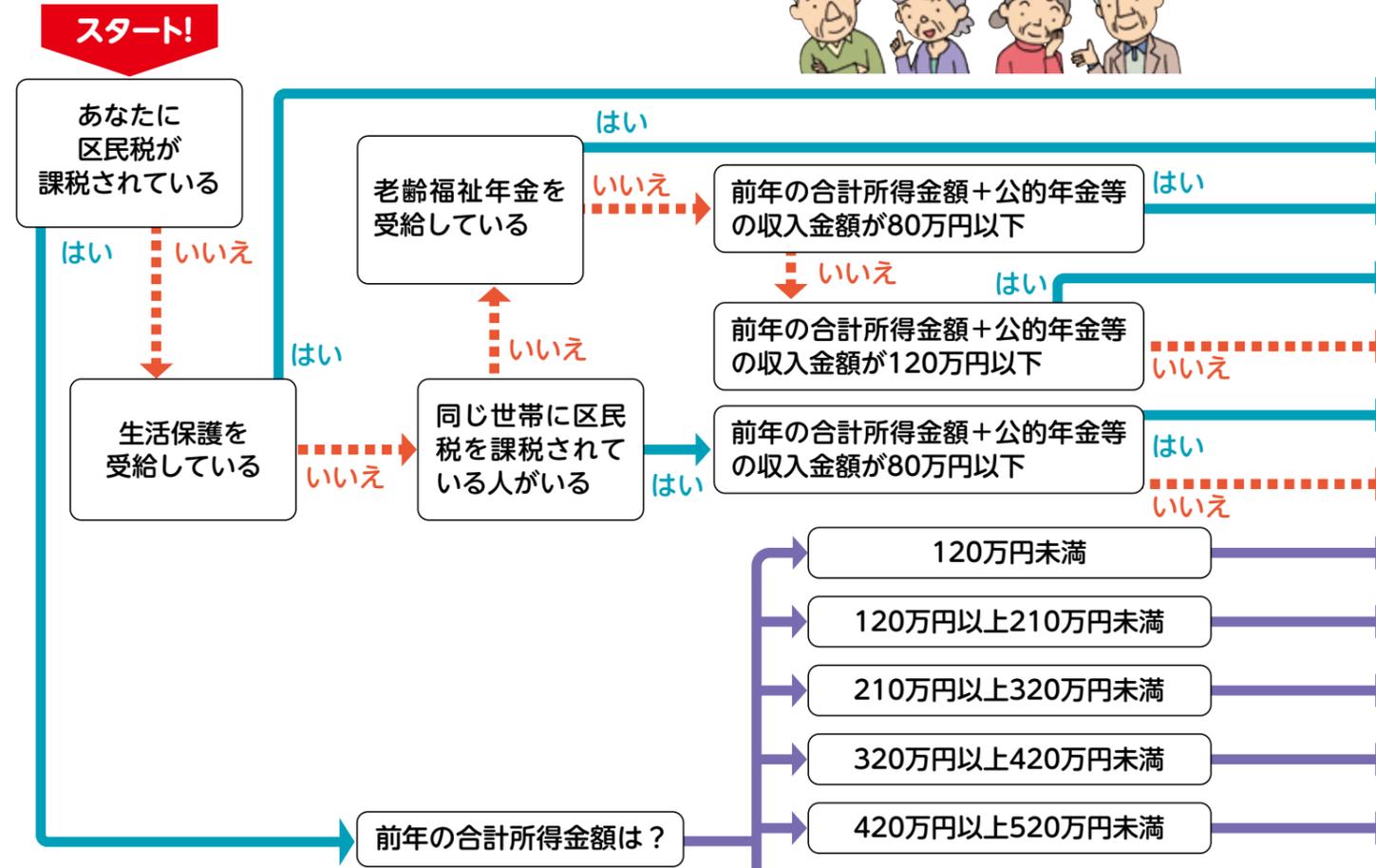
問い合わせ/高齢者福祉課介護認定係 ☎03-5742-6731

●医療費控除 介護保険サービスの利用料(自己負担分)は、利用した医療系サービスまたは医療系サービスとの組み合わせによって医療費控除の対象となる場合があります。

*所得控除に関する全般的なお問い合わせは、管轄の税務署または区役所税務課までお問い合わせください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などに応じて区市町村ごとに基準額を決定します。保険料額はその基準額をもとにして、みなさんの所得に対応した17段階に調整されます。



保険料は区民税によって決められます

本人が区民税未申告の方、同一世帯の中に区民税未申告者がいる方は、正しい保険料が計算されない場合があります。申告あるいはご相談ください。

問い合わせ／高齢者福祉課介護保険料係 ☎03-5742-6681

保険料段階	対象者	計算方法	介護保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が区民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ●中国残留邦人等生活支援給付を受けている人	基準額×0.25	19,500円
第2段階	●世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	基準額×0.25	19,500円
第3段階	●世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.30	23,400円
第4段階	●世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が120万円を超える人	基準額×0.65	50,700円
第5段階	●世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	基準額×0.85	66,300円
第6段階	●世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円を超える人	基準額(月額6,500円)	78,000円
第7段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.10	85,800円
第8段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	97,500円
第9段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.45	113,100円
第10段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.65	128,700円
第11段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.80	140,400円
第12段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×1.90	148,200円
第13段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.00	156,000円
第14段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の人	基準額×2.10	163,800円
第15段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.40	187,200円
第16段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,500万円未満の人	基準額×2.70	210,600円
第17段階	●本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上の人	基準額×3.30	257,400円

品川区独自の介護保険料特例減額

品川区では、平成13年10月より低所得者の人を対象に介護保険料の減額を実施しています。認定されると申請月(締切：月末7日前)以降の当年度の保険料が第2段階と同じ額まで減額されます。次のすべての要件を満たす人です。

- 第1号被保険者で、介護保険料の段階が第3段階・第4段階であること。
- 賦課期日現在の世帯の前年の収入額合計が、1人世帯で120万円(1人増えるごとに60万円を加算)以下であること。
- 資産(300万円以上の預貯金、居住用以外の土地・家屋)を持っていないこと。
- 区民税が課税されている人と生計を共にしていないこと、区民税を課税されている人に扶養されていないこと。

●「公的年金等の収入金額」とは…

税法上課税対象の収入とされる公的年金等(遺族・障害年金を除く)の収入です。

●「老齢福祉年金」とは…

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●「合計所得金額」とは…

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額です。分離所得も含まれます。土地建物等の譲渡所得がある場合には、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。所得段階が第1～6段階については、上記合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

保険料の納め方

納め方（特別徴収・普通徴収）をご自分で選択することはできません。

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

①老齢・退職年金 ②障害年金 ③遺族年金
が特別徴収の対象となります。ふたつ以上の年金を受給している場合、①～③の順番で年金から徴収されることになります。
※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

納付書で納める場合があります

納付書での納付となります	<ul style="list-style-type: none"> ●年金担保、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合 ※年金の現況届をお忘れなく ●所得税や区民税の申告のし直しなどにより、保険料段階が変更になった場合
納付書で納めていただき、その後順次年金天引に切り替わります	<ul style="list-style-type: none"> ●すでに老齢・退職・障害・遺族年金を受給していて65歳（第1号被保険者）となったとき ●他の区市町村で年金天引きで保険料を支払っていて、品川区に転入されたとき ●新たに老齢・退職・障害・遺族年金を受給しはじめたとき

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

品川区より送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替が便利です！

- 口座振替依頼書（紙）での申込**
必要事項のご記入、通帳届出印を押印の上、お申し込みください。毎月15日までの申込で、翌月分より口座振替開始予定です。
- パソコン・スマホでの申込（届出印不要）**
毎月末日までの申込（正常に登録完了）で、翌月分より口座振替開始予定です。専用サイト「品川区Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



↑バーコードを読み取ると専用サイトへアクセスできます

保険料のお知らせ

通4月の知

特別徴収 4月は令和6年2月の年金から天引きした保険料額と同額となります。6・8月は、令和4年中の所得（令和5年度区民税）などをもとに決定した額です。

普通徴収 4・5・6月は令和4年中の所得（令和5年度区民税）などをもとに決定した額です。

通7月の知

特別徴収 令和5年中の所得（令和6年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、そこから4・6・8月の保険料を除いた金額を10・12・2月に振り分けたものです。

普通徴収 令和5年中の所得（令和6年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、そこから4・5・6月の保険料を除いた金額を7月以降に振り分けたものです。

※「年度」とは、該当する年の4月から翌年3月までのことをいいます。

7月の通知はシルバーパス（70歳以上）の手続きに使用できるので、大切に保管してください。シルバーパスのお問い合わせは下記へお願いします。

▶一般社団法人東京バス協会 ☎03-5308-6950（区役所では取扱いしていません）

